

市政記者各位

令和3年7月8日
福岡市総務企画局企画調整部

“新たなモビリティ”「電動キックボード」の 交通ルールの周知、利用マナーの啓発が行われます！

本市において、新事業特例制度※を活用し規制の特例措置を設けた、電動キックボードの実証実験が、令和3年4月27日から実施されております。

新たなモビリティである「電動キックボード」の交通ルールをしっかりと知っていただき、安全にご利用いただけるよう、実証実験の実施事業者である株式会社mobby rideが、夏の交通安全県民運動の取り組みとして、下記の通りチラシ配布を行います。

なお、チラシ配布を行う両日とも取材対応いたしますので、市政記者の皆様には、是非とも取材いただけますようお願い申し上げます。

記

1. 実施日時

- ①令和3年7月 9日（金） 17時00分 ～ 18時00分（予定）
- ②令和3年7月12日（月） 16時00分 ～ 17時00分（予定）

2. 配布場所

- ①福岡市中央区天神2丁目1016
新天町サンドーム



- ②福岡市中央区天神1丁目4-1
エルガーラ・パサージュ広場



※新事業活動を行おうとする事業者が、その支障となる規制の特例措置を提案し、安全性の確保を条件として、企業単位で、具体的な事業計画に即して、規制の特例措置の適用を認める制度

<本件に関するお問い合わせ>

【実証実験、新事業特例制度、その他に関すること】

株式会社mobby ride 担当：安宅（あたけ）

Tel: 092-717-3384

e-mail: pr@mobbyride.jp

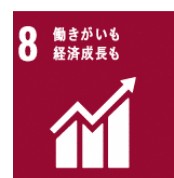
【福岡市実証実験フルサポート事業に関すること】

福岡市総務企画局企画調整部 担当：雪野、大菌

Tel: 092-711-4879（内1219）

e-mail: mirai@city.fukuoka.lg.jp

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



電動キックボードを使用する際の注意事項

電動キックボードとは

キックボードに原動機（電動モーター）を装備したもので、電動キックスケーターとも呼ばれ、手軽に乗れるパーソナルモビリティとして注目されている乗り物です。

電動キックボードの法的な位置づけ

- 電動キックボードは道路交通法及び道路運送車両法上では「**車両**」に該当し、搭載している電動モーターの定格出力により区分されます。
- 道路交通法の車両区分に応じた**運転免許**が必要です。
- 道路運送車両法の車両区分に応じた装置が必要となります。

定格出力	【法律上の車両区分】	
	道路交通法	道路運送車両法
0.6kw以下	原動機付自転車	原動機付自転車(1種)
0.6kwを超え1.0kw以下	自動二輪車(小型)	原動機付自転車(2種)

通行の方法

- 車道を通行しなければならず、**歩道を走ることはできません**。
- **乗車用ヘルメット**をかぶらないで運転してはいけません。
- 道路交通法上の原動機付自転車に該当する場合は、多通行帯道路（片側3車線以上）の信号交差点においては、原則として、**二段階右折**をしないではいけません。
- 電動キックボードを運転中に歩行者にぶつかってしまった場合など交通事故を起こしてしまったときは、車両の運転者として、**負傷者を救護する義務**や**道路における危険を防止する義務**及び**交通事故の内容を警察に報告する義務**があります。

このほかにも、**飲酒運転の禁止**、**指定場所での一時停止**、**携帯電話用装置等の使用の禁止**など、車両の運転者として、道路交通法などのルールを守って運転しなくてはなりません。

その他必要なこと

- 自動車損害賠償責任保険（共済）への加入
- 地方税法に基づく軽自動車税（市町村税）の納税及び課税標識（ナンバープレート）の表示

注意事項

電動キックボードの原動機を用いずに**運転者が足で地面を蹴って走行する場合も、原動機付自転車等の運転に該当**しますので、この場合も歩道を通行することはできませんし、乗車用ヘルメットを着用しなくてはなりません。

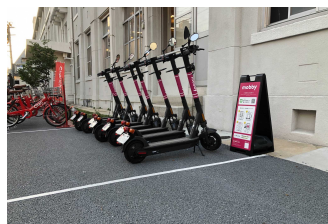
詳細は福岡県警察HPへ



mobbyの主な利用ルール

mobbyとは

株式会社mobby rideが福岡市内で提供する、電動キックボードのシェアリングサービスです。



mobby実証実験の特例 (一部)

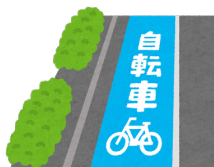
mobbyは電動キックボードですが、政府から特別な許可を得ており、通常の電動キックボードとは一部異なるルールで利用することができます。

ヘルメットの着用任意



福岡市内ではmobbyは小型特殊自動車扱いとなるため、ヘルメットを着用せずに乗ることができます

車道内の自転車専用通行帯走行可



車道に加えて、車道に整備されている自転車専用通行帯が走行できます。歩道内の自転車レーンは走行できません

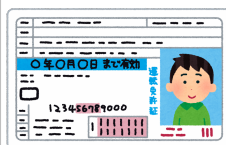
一部の一方通行逆走可



自転車は除く

自転車が逆走できる一方通行は、mobbyも逆走することが認められています

普通自動車免許が必要



mobbyは小型特殊自動車扱いです。原付のみの運転免許では利用することができませんのでご注意ください

その他の主なルール

- 渡辺通り、昭和通り、明治通りは走行禁止です。歩道を押して歩いてください。詳細についてはアプリ内のマップをご確認ください
- 大通りの右折（二段階右折含む）は禁止です。大通りで右折したい際は、車体から降りて横断歩道を歩いて渡ってください
- 歩道は走行禁止です。歩道を通る際は車体から降りて押して歩いてください

詳細は弊社HPへ

